

市・県民税、所得税の申告は 2月18日(月)から3月15日(金)まで

平成25年度市・県民税、平成24年分所得税の申告の受け付けを次のとおり行います。申告期限近になると、会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、早めにお済ませください。

春日部税務署で確定申告する方、勤務先や年金支払者などから給与や年金の支払報告書が市役所に提出されている方で他に所得のない方は、市・県民税の申告は必要ありません。ただし、所得のない方でも介護保険料や国民健康保険税等の算定基準とするため市・県民税の申告が必要な場合があります。

問合せ 市民税課市民税係(内線2684) / 各総合支所税務課(菖蒲・内線130 / 栗橋・内線222 / 鷲宮・内線148)

受付会場

左ページの日程表のとおり、地区別に各会場で受け付けます。

受付時間

各9時～11時 / 13時～16時
※混雑の状況により、午前中の受け付けを早めに締め切らせていただくことがあります。

申告に必要なもの

- ①申告書(郵送された方)
- ②印鑑
- ③所得を証明する資料(給与や年金の源泉徴収票、支払調書等)

- ⑩還付申告の方は預金口座番号の分かるもの

市の受付会場でできない確定申告

次の方は、市の受付会場では申告ができませんので、直接、春日部税務署で確定申告してください。

- 雑損控除のある方(東日本大震災により瓦のみ損害を受け、修繕費用が50万円未満の方を除く)
- 災害減免法の適用を受ける方
- 青色申告の方
- 分離譲渡所得(土地・建物・株式・山林・退職等)のある方
- 農業・事業・不動産所得のある方で「収支内訳書」を作成されていない方
- 配当所得のある方
- 住宅借入金等特別控除のある方
- 還付申告で源泉徴収票のない方
- 過年分の申告の方
- 介護サービスを利用された方で領収書に医療費控除対象額が記載されていないものがある方

なお、春日部税務署での確定申告は、2月18日(月)から土・日曜日、祝日を除き、受け付けを行います(2月24日(日)、3月3日(日)は受け付けます)。また、春日部税務署では1月上旬から医療費控除や住宅借入金等特別控除などの還付申告を受け付けていますので、ぜひご利用ください。

税理士による所得税の還付申告無料相談

日程 2月4日(月)～15日(金) 各9時30分～12時 / 13時～16時
※土・日曜日、祝日を除く

場所 税理士事務所(日程により担当事務所が変わります。)

対象 所得税が還付される方で、年金を受けている方、給与所得者で医療費控除を受ける方、年の中途で退職または就職した方
※無料とならない場合もありますので、必ず事前に電話でご確認ください。

問合せ 関東信越税理士会春日部支部事務局 ☎048-738-7470